

令和 5 年度

# 事 業 計 画 書

社会福祉法人 足柄福祉会

特別養護老人ホーム 草の家ひだまり

## 目次

I 足柄福祉社会 施設理念	2
倫理綱領	2
スローガン	3
II 基本方針	3
III 令和5年度事業計画重点目標	3
IV 各種年間計画	
1 年間行事予定	4
2 定例行事予定	5
3 アクティビティ活動	5
4 ボランティアによる活動	5
5 会議運営計画	6
6 委員会活動計画	6・7
7 施設内研修計画	8
V 各職種別 運営計画	
生活相談員	9
医務室	10
介護支援専門員	11
食事・栄養	12・13
事務	14
ユニット型施設介護班	15・16
(つばめ・つぐみ・ひばり・うぐいす)	
VII 地域交流、実習生受け入れについて	17
VIII 防災についての取組	18

## I 施設理念

私たちちは その人に寄り添い  
「させていただく心」を大切に  
常に研鑽を積み 処遇の向上を図ると共に  
地域福祉に貢献します

## 倫理綱領

草の家の入居者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように介護・支援する事が、私たちの責務です。そのため、私たちは、介護者の一人として、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たします。

### 1. 個人の尊厳

私たちは、草の家の入居者一人ひとりを、かけがえのない存在として敬い、経験、個性、及び主体性、可能性を尊びます。

### 2. 人権の擁護

私たちは、草の家の入居者に対するいかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

### 3. 社会への参加

私たちは、草の家の入居者が、年齢、介護の状態などにかかわりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるように介護・支援します。

### 4. 専門的な介護

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、草の家の入居者一人ひとりが心豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるように、介護・支援し続けます。

### 5. 地域社会との関係

私たちは、地域社会の一員として地域福祉に貢献すると共に、社会的法人としての体制づくりに努めます。

## II 基本方針

1. 介護保険法下における高齢者施設として、要介護者の心身の状況に応じた適切なサービスを提供します。
2. サービス提供においては、施設・居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように支援します。
3. 利用者・利用者家族とコミュニケーションを大事にし、権利擁護に努めます。
4. 施設運営にあたっては、入居者が地域の一員である事を認識し、高齢者福祉サービスの拠点として役割を果たし、地域住民の期待に応える運営を目指します。
5. 専門職としてのスキルを介護現場で共有化します。

## III 令和5年度 草の家ひだまり 事業計画 重点目標

1. コンプライアンスを遵守し、利用者・家族が安心するサービスの提供

利用者の人権を尊重し、個人の尊厳を守り、虐待を発生させない体制をつくる

2. 職員の育成

職員育成の為の環境を整備する。

新任研修の実施と職場内研修への参加

各種会議・委員会活動を効果的に運営する

3. 神奈川県のガイドラインに沿った、感染対策を徹底する

従来棟、ユニット棟で学んできた感染対策を実践し、分類の見直し後も県のガイドラインに沿った対応を徹底する

## IV 各種年間計画

### 1. 年間行事予定

	行 事	行事食	医務室	防災関係
4月		お花見弁当		
5月	家族のつどい 端午の節句 (ユニット毎)	母の日行事食		
6月	美化デー 衣替え 紫陽花見学 (ユニット毎)	父の日行事食		避難訓練
7月	七夕 (ユニット毎)	七夕行事食 土用の丑		
8月	納涼大会	納涼祭模擬店 お楽しみ行事 食		
9月	敬老お祝会	敬老お祝い御 膳		総合防災訓練
10月	共同募金 衣替え	にぎり寿司	健康診断	
11月	家族のつどい	秋の実り弁当	インフルエンザ 予防接種(希望 者)	
12月	大掃除 クリスマス (ユニット毎)	クリスマス行 事食		
1月	新年ご挨拶	正月料理		
2月	節分 (ユニット毎)	節分行事食		
3月	ひな祭り (ユニット毎)	ひな祭り行事 食		夜間想定訓練
その他		(毎月)体重測定 (毎週)嘱託医来診 (毎週)歯科往診		

## 2. 定例行事予定

行 事	内 容
誕生のお祝い	個人の誕生日を大切にし、フロア・ユニット毎に誕生会を実施する

## 3. アクティビティ活動

メンバー間の交流の場となり、適切な刺激が意欲や活力の向上に繋がるようにする。

各担当職員は実施後に記録を作成し、評価を行っていく。

活動名	担 当	場 所	内 容	対 象
音楽なかま	相談員		音楽を通して仲間との交流を楽しむ	音楽を楽しみたい方
健康なかま	担当フロア		仲間と体を動かして楽しむ	本人の意思により自分で体を動かす事ができる人
リハビリなかま	看護師 相談員		グループで楽しみながらリハビリを行う	リハビリを必要とする方
学習の会	ケアマネ		読み書き、計算やゲーム等で頭の体操をおこなう	学習を楽しむことができる方

#### 4. 会議運営計画

会議名	開催日	出席者	内容
リーダー会議	毎月第1・3 月曜	班長・主任 リーダー	各フロアの問題点・施設への意見・改善 点等を話し合う（班長以上の出席なし）
職員会議	隨時	出席可能な全職員	● 施設運営に関する情報の共有 ● 決定事項の報告
サービス担当者会議	隨時	ケアマネ・介護職・ 看護師、栄養士、相 談員	ケアプランについての検討
各委員会	毎月 1回	委員会メンバー	各委員会で検討
ミーティング	随时	各フロア 1名	● 情報共有、周知
研修報告会	随时	外部研修参加者	研修で学んだ事を発表し、共有する
フロア・ユニット会 議	月 1回、隨 時	フロア職員、他職種	フロア職員の意識統一・入居者情報の共 有

#### 6. 委員会活動計画

委員会名	開催日	目的	委員会メンバー
入退居検討委員会	月 1回、隨 時	入居の決定及び退居の検討	施設長、介護班長、看護師、栄養士 ケアマネ、相談員
事故・苦情対策委員会	月 1回	苦情・出来事発生の防止及 び対応方法検討。集計し、傾 向を掴む	施設長、介護班長 介護職（該当フロア）、看護師、栄養士 ケアマネ、相談員
拘束防止 委員会	隔月	拘束をしない介護、日常ケ アの見直しをする	施設長、介護班長、介護職、看護師 ケアマネ、相談員
虐待防止 委員会	隔月	虐待が起こらないよう、人 権擁護について取り組む	施設長、介護班長、介護職、看護師 ケアマネ、相談員
感染症対策委員会	4、7、10、1 月の 幹部会開催日	感染症発生状況の把握・指 示、感染予防や職員の意識 向上への取り組み	施設長、看護師、事務員、介護班長 栄養士、ケアマネ、相談員
褥瘡対策委員会	偶数月	褥瘡予防、褥瘡事例への対 応策、ケア方法の周知	施設長、看護師、介護班長、栄養士 ケアマネ、相談員、介護職
医療ケア向上委員会	月 1回	ターミナルケア、胃ろう、喀 痰関係、健康・栄養管理につ いての検討	施設長、看護師、介護班長、栄養士 ケアマネ、相談員

食事委員会	月1回	利用者の食に関する全般の検討	介護職員、看護師、栄養士、ケアマネ、
介護力向上委員会	月1回	最新の介護技術の取り入れや、介護機器の導入を検討し、利用者には安全で快適な介護。スタッフには負担の軽減と働きやすさを感じられるよう検討する。	介護職員、介護班長、相談員
防災委員会	月1回	災害時、事業が継続可能なように体制を整備する。	施設長、事務、介護班長、看護師、介護職員、栄養士、相談員、ケアマネ
研修委員会	月1回	職場内研修企画、調整、開催	介護班長、看護師、相談員

## 7. 施設内研修計画

### ①施設内研修

	研修内容	研修日程	参加対象	講 師	研修種別
4月	施設理念、事業計画、法令遵守等	4月7日	全職種	施設長	倫理・法令遵守 プライバシー保護
5月	緊急時対応訓練(AED、心肺蘇生法)	5月2日、5日	介・相・栄・介支	介護主任	医療・体調変化 リスクマネジメント
6月	一般的な食中毒の予防及び蔓延防止	6月2日、6日	介・相・介支	管理栄養士	食中毒 感染症
7月	リスクマネジメント	7月4日、7日	介・相・栄・看・介支	事故対策委員長	リスクマネジメント 事故発生緊急時対応
8月	認知症ケア	8月1日、4日	介・相・栄・看・介支	介護班長	認知症ケア
9月	拘束・虐待防止	9月1日、5日	全職種	相談員	身体拘束等排除 虐待防止
10月	感染症予防及び蔓延防止	10月3日、6日	介・相・栄・看・介支	看護師	感染症
11月	ストレスケア	11月7日、8日	介・相・栄・看・介支	介護班長	ストレスケア 精神的ケア
12月	口腔ケア	12月1日、5日	介・相・栄・看・介支	介護主任	口腔ケア
1月	介護技術 腰痛予防、褥瘡対策	1月5日、10日	介	在宅班長 介護力向上委員	腰痛予防 褥瘡対策
2月	ターミナルケア	2月2日、6日	介・相・栄・看・介支	看護師	精神的ケア
3月	拘束・虐待防止	3月1日、5日	全職種	相談員 拘束ゼロ・虐待防止委員	身体拘束等排除 虐待防止

・研修時間は各日 15 時半～実施。上記日程に参加できない職員にはビデオ研修を実施する

### ②新採用職員研修

採用時は随時日程調整し、下記の内容で研修を実施する。

研修内容	講師	研修内容	講師
①事業計画・施設理念	施設長	⑥医療機器取扱い・医療対応	看護班長
②就業規則等	事務班長	⑦身体拘束・虐待防止	施設運営班長
③介護技術・接遇	施設介護班長	⑧施設ケアマネジメント	介護支援専門員
④ターミナルケア	施設介護班長	⑨食事・栄養	管理栄養士
⑤リスクマネジメント	事故対策委員長	⑩防災	防火管理者

## V 各職種別 運営計画

### 生活相談員 運営計画

#### 【基本方針】

コロナ禍で閉ざされた空間になりやすいため、利用者や家族が安心してサービスを受けられるよう、多職種と連携を図りながら支援する。また、家族や地域への情報発信に力を入れ、施設の状況を知ってもらうことと併せ、新棟への集客に繋がるようにしていく。

#### 【重点的な目標】

1. 相談援助職としてPDCAサイクル構築の役割があることを意識する。他職種と連携し、施設全体のケアを検証し、より質の高いサービスが提供できるようにする。
2. 自身の感染症予防はもちろんのこと、施設内での感染予防・蔓延防止について周知・徹底を図り、外来者にも感染対策への理解、協力をいただけるよう丁寧な対応をしていく。また、感染症発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を実施し非常時に備える。
3. コロナ禍で面会や外部ボランティア等の受け入れに制限が続いているため、感染対策をしながら社会的な営みが通常に近づいていくよう、検討を重ねていく。また、面会制限下で施設内への立ち入りが限られている為、生活の様子を適宜発信し、様子を知りたいとする工夫をする。
4. 施設での支援方法等について多職種で情報共有し、適宜相談する機会を設けていく。
5. LIFEの活用に向け、データ入力とフィードバックの内容を活かしたケアの構築に努める。
6. 施設入居が必要な方の受け入れが迅速にできるよう、待機者や関係機関との連携を密にし、事前のアセスメントをしっかりと行っておく。結果として、入退居に伴う空床ベッドの削減ができ、稼働率のアップにつながるようにする。

## 医療・看護 運営計画

高齢者は慢性疾患を持っている方が多いため、疾患の発症・進行や感染症対策などに充分注意し対応しながら、入居されている方々が穏やかで安心した生活を送れるように支援していく

### (1) 感染症対策

- ①昨年度の新型コロナ感染対策を参考に、今年度も感染予防・蔓延防止対策が迅速に対応できるよう努める
- ②常に感染対策を徹底していく（マスクやグローブの着用、手洗い、消毒、予防接種等）
- ③感染症マニュアルや必要時の対応を確認・変更等するため、定時・臨時での感染症対策委員会を開催していく

### (2) 心身の安定を図るため、日々の健康管理を実施

- ①入居者の健康状態の把握に努める
- ②把握した体調に関する情報を、多職種と共有する
- ③他職種の協力を得ながら、体調変化の把握と疾病の早期対応へと結び付けていく
- ④配置医の協力の下、疾病やその対応について指導を受け健康管理につなげていく

### (3) 入居者・ご家族、施設職員・医師間の連携がスムーズに運び、医療的対応が円滑に進むように対応

- ①入居者個々に合わせた対応方法や治療について、認識が共有できるよう対応する
- ②変化のあった入居者については、医師に報告・相談し、指示を受け、その内容が円滑に情報共有できるように対応する
- ③受診の際、医療情報提供書が必要な場合は配置医へ依頼し、受診が円滑に運べるよう努める。入院時や再診の際は、施設での経過や様子を記入した看護サマリー やフェイスシート等を作成し、病院とも情報共有に努める。

### (4) ターミナルケアに伴う医療ニーズも増えてくるため、施設全体で医療的知識が向上していくよう、支援をしていく

## 介護支援専門員 運営計画

### 【基本方針】

適切なケアマネジメントにより、本人の生き方・家族の思いを尊重した関わりと、施設の体制も把握したうえで、随時、心身状況を把握し、各専門職の専門性を生かしたケアを提供できるよう支援計画を作成する。

### 【重点目標】

1. 詳細に利用者的心身の状態の把握・分析、変化と家族の意向を踏まえた見直しを行い、入院へつながるような体調悪化の予防も視野に入れたケアプランの作成を行い、重点となる課題、それに伴う支援の必要性について多職種へ周知を図ることで、より良い支援につなげられるようにしていく。
2. 自身が感染源にならないよう、感染症対策の実施を徹底するとともに、発生時の対応や動きについて多職種と共に検討とシミュレーションを行っていく。
3. 少しでも快適に過ごしやすいよう、本人の状況にも合わせ、多職種で協力して環境を整える。感染症予防にも配慮しつつ、家族と会ったり、やり取りする機会が確保できるように対応を検討する。
4. 利用者のケアや仕事のやり方について疑問や不安などを職員間で共有し、相談できる環境を整える。
5. 利用者の情報収集を改めて行い、スムーズに LIFE 導入と活用が出来るようにする。
6. 入居までの流れがスムーズにいくよう、相談員との連携・協力をしていく。

### 【業務内容】

- ・各入居者に対し、年 2 回の定期ケアプラン見直しを行う
- ・他職種とプランの実施状況について確認し、意見の擦り合わせをする
- ・新規入居者に対し、事前面接の情報を元に入居後 1 ヶ月のプラン原案を作成、入居前カンファレンスにてプラン原案の内容を確認し、修正・本プラン作成をしたうえで約 1 ヶ月後に見直しを行う
- ・容態変化（入退院・ADL 低下など生活の変化）に応じ、ケアプランの見直しを行う
- ・ターミナル期と判断された場合は、ターミナルケアプランを作成する
- ・ターミナル期と判断された利用者については、状態に応じて見直し期間を短めに設定するなどの調整を行い、実施する
- ・ターミナルケア終了後、振り返りカンファレンス、グリーフカンファレンスを実施する

月間業務	業務内容
上旬	面接（本人・家族）、モニタリング（1）チェック
中旬	モニタリング・再アセスメント、プラン原案の作成
下旬	サービス担当者会議、ケアプラン本案作成、ケアプランの交付

## 食事・栄養 運営計画

### 【基本方針】

咀嚼・嚥下機能の低下や、認知症の進行等により食事の摂取量が低下したり、体重が減少する利用者が増加傾向である。

介護支援専門員のケアマネジメントの一環として栄養ケアマネジメントを行い、多職種と協力して利用者の低栄養を予防するとともに介護保険の基本サービスとして、入居者ごとの状態に応じて栄養管理を計画的に行い向上できるよう支援する。

給食委託会社との連携し安全な食事を提供し、また季節を感じられる変化にとんだ楽しみのもてる食事が提供できる様努めていく。

### 【重点目標】

1. 入居者の栄養状態(BMI、アルブミン値、減少率等)の把握と評価により適切な食事を提供する。
  - ・低栄養状態のリスクレベルの高い入居者をピックアップし医療ケア向上委員会、サービス担当者会議等において多職種で対応策を協議する。
  - ・中・高リスク者に対しての対応(食事内容の見直し、栄養補助食品の使用等)を重点的に実施していく。
  - ・ターミナル期と判断された方には多職種で協力し、出来る限り本人の希望に沿った対応を行う。
2. 楽しみのもてる食事提供
  - ・入居者への日々の聞き取りや多職種からの情報などを基に食事に関する意見を把握し献立内容に反映させる。
  - ・季節行事・イベント等に合わせて月に一度、行事食の提供を行う。
3. 給食委託会社との連携
  - ・給食業務に関して給食会社へ業務委託しており以下の内容について確認・指導を行う。  
(献立作成・食材管理・調理作業管理・安全衛生管理 等)
  - ・コロナウイルス等の感染対策として給食委託会社と情報共有をし、給食提供に伴う感染対策対応を実施。また委託会社職員の感染予防を含む健康管理に留意する。
  - ・検収内容の確認。隨時、献立内容と発注書を照らし合わせ食材料の不備等がなく適切に行われているかを確認する。

### 【月間業務内容】

#### ①栄養ケアマネジメント

(上旬) モニタリング、アセスメントにより入居者の身体測定値、食生活状況等の把握と評価を行う。

(中旬) 栄養スクリーニングにより入居者の栄養状態のリスク判定、解決すべき課題の把握を行う。

関係職種とのカンファレンスを行い栄養ケア計画書の作成を行う。

(下旬) サービス担当者会議にて関係職種と栄養ケア計画書の確認を行う。

栄養ケア計画書について入居者及び家族へ説明し同意を得る。

## ②食事提供

(約束食事箋)

栄養ケアマネジメントから推定必要エネルギー・たんぱく質を算出。その他の栄養素は「日本人の食事摂取基準(2020年度版)」に基づき算出する。

食種	エネルギー Kcal	たんぱく質 g	脂質 g	糖質 g	塩分 g	備考
常食	1400	55	39	210	7	米飯 150g
粥食	1340	55	37	200	7	粥 330g

## 【年件行事計画】

行事食	
4月	お花見弁当
5月	母の日行事食
6月	父の日行事食
7月	七夕行事食 土用の丑
8月	納涼祭模擬店 お楽しみ行事食
9月	敬老お祝い御膳
10月	にぎり寿司
11月	秋の実り弁当
12月	クリスマス行事食
1月	正月料理
2月	節分行事食
3月	ひな祭り行事食

## 事務班 運営計画

### 1. 基本方針

- ① 入居者・利用者により良い介護サービスを提供する施設づくりに資するため、介護報酬の算定、介護機器・介護材料等の購入、財務会計等を正確・迅速・丁寧に行い、施設運営の円滑化と健全化を図ります。
- ② 福祉サービスを提供する施設の一員として、施設利用者や家族、地域住民等が快適に利用できる環境を整備し、親切で思いやりのある接遇を行います。

### 2. 重点目標

- ① 新型コロナウイルス等の感染症が蔓延することのないよう、消耗品や衛生用品等の確保を確実に行います。
- ② 介護保険運営基準や報酬加算要件等を十分に理解し、適正な介護報酬請求事務に努めます。
- ③ 常にコスト意識を持ち、備品購入や各種契約内容の見直しを行い、経費の削減に取り組みます。

### 【主な業務内容】

- ① 介護報酬・利用料請求業務
- ② 業者等支払業務
- ③ 会計諸表等の作成業務（仕訳伝票・勘定元帳・試算表・決算書等）
- ④ 利用者預り金管理業務
- ⑤ 介護保険指定変更・加算届業務
- ⑥ 備品・消耗品の購入業務
- ⑦ 職員勤務集計業務
- ⑧ その他

## (ユニット型) 施設介護班 運営計画

### 【基本方針】

入居者が生活の中で安らぎを感じ、健やかに過ごせるように  
一人ひとりに寄り添ったケアを提供していく。

### 【重点目標】

1. 新しい施設設備に慣れ、上手に活用することで、入居者の生活の質を上げることができる。
2. ユニットごとに家庭的な雰囲気で生活できるようにしていく。
3. 入居者の尊厳を大切したユニットケアをしていくために、必要に応じて勤務体制も変化させていく。
4. 入居者の状態を的確に把握し、ご家族へ情報提供ができるようにする。
5. 事故の対策が介護者にとっての安心・安全なものになっていないか、入居者の自由を奪うことになってないかを常に考えて対策を立てる。
6. 誤薬ゼロを目指し、マニュアルに沿った服薬介助を徹底する。
7. 研修で学んだことを活かし向上する。

### つばめ フロア 【年間活動計画】

4月	桜見学	10月	季節のおやつ作り
5月	菖蒲湯	11月	ざる菊見学又は焼き芋作り
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会・柚子湯
7月	季節のおやつ作り	1月	正月遊び
8月		2月	節分
9月		3月	宅配寿司

その他 奇数月にお誕生会を実施

つぐみ フロア 【年間活動計画】

4月		10月	おやつ作り
5月	菖蒲湯	11月	
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会・柚子湯
7月	七夕・おやつ作り	1月	
8月		2月	節分、宅配寿司
9月		3月	桜見学

その他

ひばり フロア 【年間活動計画】

4月		10月	おやつ作り
5月	菖蒲湯	11月	宅配寿司
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	おやつ作り	1月	正月遊び
8月		2月	節分
9月		3月	さくら見学

その他

奇数月にお誕生会実施

うぐいす フロア 【年間活動計画】

4月	さくら見学	10月	おやつ作り
5月	菖蒲湯	11月	
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会 ゆず湯
7月	七夕・おやつ作り	1月	正月遊び
8月		2月	節分
9月		3月	宅配寿司

その他

## VI 地域交流、実習生受け入れについて

- 新型コロナウイルス対策で途絶えてしまった社会的活動について、地域の状況を鑑みつつ、都度感染症予防を図りながら交流や受け入れを再開していく。

### (1) 地域交流

- ① 施設入居後も家族とのつながりを大切にするため、日頃からコミュニケーションを図ることで信頼関係を築いていく。行事参加や家族のつどいの実施とそれに参加してもらえるような工夫をすることにより、積極的な交流を図る。
- ② 地域行事への参加、外出や社会資源の利用、新たな社会資源の開発を行い、地域との関係を維持できるようにする。
- ③ 地域住民や学校等の施設見学・交流の受け入れ、施設機能の提供（建物・機器）をし、施設の地域における役割を知ってもらうことで施設を地域に開放していく。
- ④ 緊急時等の受け入れ態勢を整え、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。

### (2) ボランティア受け入れ

施設と地域を結ぶ懸け橋として、また利用者の施設生活の充実と活性化を図るため、ボランティアを募集し積極的に受け入れる。また、ボランティア活動が継続できるよう、活動の様子を見守り、適宜調整する。

### (3) 実習生受け入れ

介護実習や職場体験学習等の受け入れをして福祉の人材育成に努める。

また、地域のインクルーシブ教育実践校のインターンシップの受け入れを行うなど、県のインクルーシブ教育推進の一端を担っていく。

## VII 防災についての取組

施設が被災した場合、入居者の人命と安全を第一優先にし、且つ事業を継続する為の体制の整備と職員の教育に力を入れる。地域自治会が主催する避難訓練にも参加する。南足柄市との福祉避難所の協定・班目自治会との水害避難協定を締結した事により災害時に介護が必要な高齢者及び災害弱者をスムーズに受入ができるよう、備品等の整備、受入れ体制を整える。

### ① 訓練・教育

- 年3回 訓練（火災・大規模地震・夜間・水害想定）を実施する。

### ② 緊急連絡体制

- 緊急連絡網の整備と災害時の職員参集指示の見直し。（NTT安否確認／一斉通報システムを使用し、各スタッフの現状や安否確認を行う）
- 利用者家族に迅速に情報を伝達する方法を整備

### ③ 非常食・飲料水の確保

利用者のみならず、地域・職員の避難所としての利用も視野に入れ、飲料水・非常食を備蓄

### ④ 日常消耗品の確保

備蓄品用のプレハブを設置し、災害時に物流が止まった事を考え、紙オムツ・トイレットペーパー等の生活用品を備蓄

### ⑤ 停電に対する対策

災害用発電機により、電力を確保（照明）、井水の災害用（停電時）の発電機は停電時自動運転する。

### ⑥ 防災委員会の設置

緊急時、すぐに集合できる近隣の職員を中心に結成。防災全般について検討する。

### ⑦ 緊急避難場所の開設

災害時、被災した災害時要援護者を受け入れる福祉避難所を開設し、要介護高齢者を中心とした災害時要援護者及びその家族または介護者並びに南足柄市指定避難所での生活に支障があると認められた市民を受け入れる。

### ⑧ BCP（事業継続計画）

各地で頻発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を背景に、介護業界におけるBCPの策定が義務化された。2024年4月までにBCPの策定を行う。

